③:共同建替・集合リノベーション支援事業(新栄) 概要

対象エリア	新栄エリア
対象事業	共同建替、集合リノベーション
対象経費	工事費(躯体、内装、外装、解体撤去等)、設備導入費 委託料等(設計費、事業計画策定に必要な調査費、課題整理に係る経費等)
対象者	事業実施者(所有者、出店者等)
補助率	3分の2 (県1/3 市1/3)
補助額 ※いずれか低い方	対象経費の3分の2 又は 129,000円/m ³ ×事業後延床面積
補助上限額	なし(予算上の上限あり)
対象エリア	中央1丁目12街区の一部、13、14, 15, 16街区 新栄エリア(右図:緑色着色部分) ※12街区の一部は 市道「中央1-336号線」に接する部分とする。
諸条件等	 ○事業実施後の床の用途について、店舗または事務所の用途を含むこと。 ○補助額について ・補助額の算出基礎となる事業後延床面積は、支援対象外用途(政治的活動、宗教的活動、住居系用途等)となる床面積を除く。 ※住居系用途は、居住機能を持つものを指す。ただし、シェアハウスについては、この限りでない。 ○県都まちなか再生ファンド事業の「共同建替・集合リノベーション支援事業(新栄)」又は「観光誘客に資する洗練された店舗等支援事業」の支援を受けた物件を含む事業でないこと。 ○県、市のほか、他支援制度と補助対象経費の重複がないこと。 ○事業完了後、現況と合致した登記(表題登記、保存登記)がされていることを示す資料を提出すること。